

## 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約締結は、当該業務に係る令和5年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とするものです。

令和4年12月9日

世田谷区

### 1 事業概要

#### (1) 件名

世田谷区立産後ケアセンター業務委託（単価契約）

#### (2) 目的

心身ともに不安定になりやすい産後の一定期間の母子及びその家庭を対象として、母子保健法（昭和40年法律第141号）第17条の2第1項に規定する産後ケア事業（以下「産後ケア事業」という。）を実施し、子育て支援の充実及び児童虐待の未然防止を図る。

#### (3) 業務内容

本件は、心身の健康または育児に不安があり、不安等について家族から支援を受けることができない産後の一定期間の母子に、心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に資する指導、相談その他の援助を行う産後ケア事業を、産後ケアセンターで通年・24時間運営する業務を委託するものである。

#### (4) 履行期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日

※ただし、本業務の運営状況が良好と認められた場合、かつ次年度予算について区議会で議決が得られた場合に限り、履行期間を限度に単年度毎に契約を締結する。

#### (5) 運営施設 世田谷区立産後ケアセンター

所在地：世田谷区桜新町2丁目29番6号

敷地面積：460.68㎡

建物の面積：建築面積 275.31㎡

延床面積 828.61㎡（3階建て）

建築基準法上の主要用途：児童福祉施設等

建物の構造：鉄骨造（耐火建築物）

竣工年月日：平成20年2月29日

①運営方法 事業者は区が指定した区民に対して施設を利用させ、利用にあたっては、利用区民と事業者とで契約を締結する。また、利用区民は区に対して、区の定めた利用料を支払う。

区は利用料徴収及び収納事務に関して併せて委託する。

②利用定員 ショートステイ・デイケア15組（ショートステイ、デイケアを合算した母子組数。また母子組数には15部屋に収まる範囲内の多胎児、きょうだいを含む。）

#### (6) その他

令和6年度に4か月程度の工事を予定しており、当該期間は休館とする。休館中は事業者の職

員も含め、施設の使用を不可とする。時期及び期間については確定後、事業者あてに通知する。

## 2 プロポーザルに参加できる者の資格

本事業の運営が可能な社会福祉法人、財団法人、社団法人、学校法人等の公共的団体及び、医療法人、株式会社等で、次の各事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の1第1項において準用する場合も含む。）の規定（地方公共団体の一般競争入札の参加者資格に抵触する者）に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税、都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 以下のいずれかに該当すること。
  - ①産後ケア若しくは類似の事業についての1年以上の実績を有していること。
  - ②学校教育法に定める大学において看護学部を有していること。
  - ③医療法に定める施設において産科婦人科又は入所施設を有する助産所を営業していること。
  - ④産後の母子保健に精通している理事、設立者、発起人あるいは助産師等国家資格を有する協同提案者がいること。

## 3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

ただし、応募後、資格を満たさないと判明した場合は応募を無効とする。

## 4 事業者の選定方法

委託事業者選定委員会を設置し、応募書類、提案書、財務審査、ヒアリングにより総合的に評価する。また、必要に応じて事業者の現地確認を行う。その結果、選定委員会が最も優秀と認められる事業者を決定する。

## 5 事業者を特定するための評価基準（詳細は説明書参照）

- (1) 当事業の運営が可能な法人で、別に定める条件を満たしていること。
- (2) 経営理念
- (3) 法人の管理運営実績
- (4) 産後ケアセンター運営の考え方
- (5) 産後ケアサービスの内容・質について
- (6) 産後ケアセンターの職員体制
- (7) 施設管理について
- (8) 収支計画について
- (9) 基準外事業について

## 6 手続き等

### (1) 担当部課

〒156-0043 世田谷区松原6丁目3番5号世田谷区役所梅丘分庁舎2階

世田谷区子ども・若者部児童相談支援課 要保護児童支援担当

電話：03-6304-7731

ファクシミリ：03-6304-7786

メールアドレス：SEA03648@mb.city.setagaya.tokyo.jp

### (2) 説明書の交付期間、配布場所及び方法

期間：令和4年12月9日（金）から令和4年12月23日（金）午後4時まで

場所：世田谷区ホームページでの閲覧及び、上記（1）担当部課窓口で配布。

※窓口での配布は平日の午前9時から正午及び午後1時から午後4時までとし、土日・祝日及び平日の上記時間外はホームページでの閲覧のみとする。

方法：希望者に無償配布する。

ホームページからのダウンロードは、

→ [区ホームページ](#) → [目次から探す](#) → [子ども・教育・若者支援](#)

→ [妊娠・出産→産前・産後のお母さんのサポート](#)

→ [世田谷区立産後ケアセンター業務委託公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ](#)

### (3) 受託事業者公募説明会

日時：令和4年12月19日（月）午前10時から

会場：世田谷区児童相談所3階大会議室（世田谷区松原6-41-7）

方法：所定の様式で12月16日（金）午後4時まで上記（1）担当部課へファクシミリ又は電子メールにて送付

※出席に伴う必要な費用（交通費等）は全て参加事業者負担とする。

※駐車場はないため、車両での来場は避けること。

### (4) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法

期限：令和4年12月23日（金）午後4時まで必着

場所：上記（1）担当部課

方法：所定の様式を持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにて送付

※窓口への持参は平日の午前9時から正午及び午後1時から午後4時までの間とする。

持参に際しては必ず電話予約の上、来庁すること。

持参以外は必ず電話にて到達の確認をすること。

その他：参加表明書の提出後に何らかの事情により辞退する場合は、辞退届を提出すること。

### (5) 招請通知

参加資格を満たしている事業者に対しては、令和4年12月27日（火）に郵送で招請通知を送付する。参加資格を満たしていない事業者に対しては同日に郵送で非招請通知を送付する。

### (6) 質問提出期限及び回答

期限：令和4年12月28日（水）午後4時まで必着

方法：所定の様式に質問事項を記載の上、上記（1）担当部課へファクシミリ又は電子メールにて送信すること。なお、送信後は必ず電話にて到達の確認をすること。

回答：令和5年1月6日（金）までに招請事業者全員に電子メールで回答する。

(7) 提案書の提出期限、場所及び方法

期限：令和5年1月24日（火）午後4時まで必着

※ただし、財務書類については、令和5年1月17日（火）午後4時までに提出すること。

提出部数：9部（正本1部、副本8部）

証明書は1部のみ原本とし、その他は写しでかまわない。

副本8部については、ファイルの表紙を含めて法人が特定できる名称、ロゴマーク等は一切使用しないこと。具体的には、法人名、代表者名、施設名、法人ロゴマーク、印影は全て消すようにすること。

マジック等で塗りつぶした場合、透けて見えてしまうので、塗りつぶしたものをコピーする等、完全に見えない状態にすること。

提出先及び方法：上記（1）担当部課へ持参に限る。

受付時間：平日の午前9時から正午及び午後1時から午後4時までの間

持参に際しては必ず電話予約の上、来庁すること。

書類について A4縦を原則とし、可能な限り両面印刷で作成の上、フラットファイルに左穴開け綴じしたものを提出すること（パイプファイル等の厚型・硬質のファイルは避けること）。

なお、その背表紙及び表紙には何も記載しないこと。

区指定の様式があるものについては、ファイルの種類を変更せず、電子メールでも提出すること。電子メールの件名は「産後ケアセンター業務委託応募」とすること。

## 7 注意事項

- (1) 応募に関する費用は、全て応募する事業者の負担とする。
- (2) 区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める。
- (3) 参加表明書または提案書に虚偽の記載をした提出者は、失格とする。
- (4) 提案書等の提出書類を郵送で提出する場合、未着・遅延については、理由の如何にかかわらず、区では責任を負わない。
- (5) 提出された書類は理由を問わず返却しない。ただし、提出された提案書は、提案書の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定された提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (6) 提案書提出後において、原則として提案書に記載された内容の変更を認めない。また、提案書に記載した業務責任者は、原則として変更できない。ただし、病気、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の者であるとの区の了解を得なければならない。
- (7) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 契約保証金は免除する。
- (9) 契約にあたっては、契約書を作成する。
- (10) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定 無
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口は、下記本件担当課と同じ。
- (12) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

- (13) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的とし、区は契約の際、提案書の内容に拘束されないものとする。
- (14) 提案書の選定後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (15) 選定後の契約締結条件
- ①世田谷区議会において当該業務に関する令和5年度予算が成立し、予算配当がなされること。
  - ②世田谷区公契約条例を遵守すること。
- (16) 個人情報等の取扱いに関しては、「電算処理の業務委託契約の特記事項」を遵守すること。
- (17) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項
- 受託者は、本業務の実施にあたり「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、区が定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に当たっての世田谷区の基本方針」及び「世田谷区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に準じた取扱いをすること。
- なお、当該基本方針及び要領については、区ホームページ (<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/002/015/d00137262.html>) を参照すること。
- (18) 令和5年10月より開始を予定している、利用者の居宅に訪問し産後ケアを行う事業（アウトリーチ）等、新規の事業を委託する際には、別途、事業者の適格性について審査を行い、適格であることが認められた場合、委託契約内容を変更の上、事業開始とする。